

2016年8月22日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 小田 敦子

国立大学法人「三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（案）」に関する再お問い合わせ

先日は、当方の「国立大学法人三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（案）」に関するお問い合わせにご回答いただきありがとうございます。いただいた内容を検討いたしました。少し理解しがたい部分がありましたので、下記の点につき再度お問い合わせするものです。

ご多忙中とは存じますが、9月9日を期日として、ご回答いただければ幸いです。

記

1. 回答 4.でクロスアポイントメント制度が適用される教員は、「当然本学の職員であり、他機関の職員についても本学の大学教員として雇用されることから、就業規則や倫理規定を始め、本学の規定が適用されます。」との回答をいただきましたが、当然のこととしておくのではなく、きちんと規定の中で明記すべきと考えます。回答 4.の内容を第3条に反映できませんでしょうか。
2. 同じく、クロスアポイントメント制度の相手方機関についても、回答 5.で「国立大学法人、非公務員型の独立行政法人、私立大学、公立大学法人、民間企業、海外大学等」を想定されている旨ご回答いただきました。これも上記1. 同様、規定中に明記していただきたいと考えます。クロスアポイントメント制度導入の目的を明確化し、拡大解釈によるルールの悪用を防止するためです。
3. 回答 5.で「公務員型の研究機関については兼業が禁止されているため、対象とはなりません。」ということですが、クロスアポイントメント制度は兼業なのでしょうか。クロスアポイントメント制度と兼業との違いについてお答え下さい。

以上